

認定申請書

平成30年1月30日  
資 料 2  
茅ヶ崎地区まちぢから協議会  
認定申請書一式

平成30年1月22日

(あて先) 茅ヶ崎市長 様

団体の名称 茅ヶ崎地区まちぢから協議会  
代表者住所 [REDACTED]  
代表者氏名 会長 関野 保  
連絡先 [REDACTED]



茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第2条の規定により次のとおり申請します。

団体の名称	茅ヶ崎地区まちぢから協議会
代表者の氏名	会長 関野 保
主たる事務所の所在地	茅ヶ崎市元町10番33号
主として活動する区域	茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第1号の規定により市長が別に定める茅ヶ崎地区

備考 この申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 規約
- (2) 構成員の一覧を記載した書類 (氏名、役職、所属団体)
- (3) 申請する年度の活動計画書及び収支予算書
- (4) 重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書
- (5) 全ての個人の参加に関する調書
- (6) 民主的な運営に関する調書
- (7) その他、市長が必要と認める書類



## 茅ヶ崎地区まちぢから協議会 規約

### 目次

- 第1条 名称及び組織
- 第2条 所在地
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 顧問
- 第7条 役員
- 第8条 役員の任期
- 第9条 役員職務
- 第10条 会議
- 第11条 総会の構成
- 第12条 総会の種別
- 第13条 総会の招集
- 第14条 総会の議決事項
- 第15条 総会の議事録
- 第16条 役員会の構成
- 第17条 役員会の招集
- 第18条 役員会の議決事項
- 第19条 運営委員会の構成
- 第20条 運営委員会の招集
- 第21条 運営委員会の議決事項
- 第22条 事務局
- 第23条 事務局の所掌事務
- 第24条 事業及び会計年度
- 第25条 経費
- 第26条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第27条 必要事項

(名称及び組織)

第1条 この会は、茅ヶ崎地区まちぢから協議会（以下「協議会」と称し、市が定める区域内（以下「茅ヶ崎地区」）に居住する市民及び区域内で活動する各種団体で組織する。

(所在地)

2 協議会の設立年月日は平成28年3月6日とする。

第2条 協議会の所在地は、茅ヶ崎地区コミュニティセンター（茅ヶ崎市元町10番33号）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、「地域住民主体の市政」「地域住民の生きがいづくり」「自助・共助のまちづくり」「協議の場」「まちの力の醸成」「自己実現の場を創造する」等のため、地域における課題解決、住みよい地域社会の構築を目指し、地域住民、各種団体及び市が一体となり、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茅ヶ崎地区の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
- (2) 茅ヶ崎地区住民の福祉に寄与する事業
- (3) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- (4) 高齢者及び障害者福祉に関する事業
- (5) 環境に関する事業
- (6) 防災に関する事業
- (7) 交通安全及び防犯に関する事業
- (8) 茅ヶ崎地区の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関する事
- (9) 他地区との情報交換に関する事
- (10) その他茅ヶ崎地区の発展に寄与する事業

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げるもので構成し、委員の数は40名以内とする。

- (1) 茅ヶ崎地区内に所在地を有する自治会長
- (2) 地域福祉全般に関する地域団体の代表
- (3) 健康・スポーツに関する地域団体の代表
- (4) 青少年育成等に関する地域団体の代表
- (5) 安全・防犯に関する地域団体の代表
- (6) 防災に関する地域団体の代表
- (7) 生活環境に関する団体の代表
- (8) 地域住民の交流・絆づくりを進める地域団体の代表
- (9) 文化・生涯学習に関する地域団体の代表
- (10) 地域振興分野に関する団体の代表

- (1 1) 協議会が推薦する者
- (1 2) 公募により認められた者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 協議会に相談役として若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問には、茅ヶ崎地区内に居住地をもつ者から役員会が推薦し、総会で承認を得た者を置く。
- 3 顧問は会長が必要と認めたとき、会議に出席することができる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

- 2 前項の役員は総会において委員の中から互選により選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐すると共に協議会の業務を分担する。会長に事故がある時には、その職務を代理する。(あらかじめ定められた順位による。)
- (3) 事務局長は、協議会の事務等を処理すると共に事務局を統括する。
- (4) 会計は、協議会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (5) 監事は、協議会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行に不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求することができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会及び運営委員会とする。

- 2 会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。

- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会を除く会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 出席者数
  - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (総会の構成)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。
- (総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第1項第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、日時及び場所を示して会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること
- (2) 事業計画及び予算に関すること
- (3) 役員を選任及び解任に関すること
- (4) 規約の制定及び改正に関すること
- (5) その他、第5条に掲げる委員から提案された事項に関すること

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 委員の現在数及び出席者数(委任状を提出した委員も含む。)
  - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第16条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

2 役員会の議長は、協議会の会長とする。

3 役員会には、役員以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第17条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の議決事項)

第18条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会及び運営委員会に付議する事項

(2) 総会及び運営委員会において議決された事項のうち、協議会全体に係るものの執行に関する事項

(3) その他総会及び運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の構成)

第19条 運営委員会は、委員をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、会長とする。

3 運営委員会には、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第20条 運営委員会は、会長が必要と認めた時に招集する。

(運営委員会の議決事項)

第21条 運営委員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会及び役員会に付議すべき事項

(2) 部会等の設置及び廃止に関する事項

(3) 本会の委員の入会又は退会の承認に関する事

(4) 総会及び役員会において議決された事項の執行に関する事項

(5) 総会及び役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(6) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項

(7) その他、提案された事項

(事務局)

第22条 協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には協議会より役員会が推薦し、総会で承認を得た事務局長を置く。

3 事務局には事務局員を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第23条 事務局は、次の事務を処理する。

(1) 会議への出席

(2) 会議の開催通知書の作成及び送付

(3) 会議の資料の作成

- (4) 会議の議事録の作成
  - (5) 会計事務に伴う資料の作成
  - (6) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
  - (7) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ
  - (8) 協議会活動に関する広報活動
  - (9) その他必要な事項
- (事業及び会計年度)

第24条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第25条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第26条 会議で出された意見等のほか、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第27条 その他、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規約は、平成28年3月6日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条第2項及び第8条第1項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成30年度総会までとする。

附 則

この規約は、平成29年3月18日から施行する。

該当分野	No	団 体 名	氏 名	協議会役職
茅ヶ崎地区内に所在地を有する自治会長	1	本町第一自治会	赤間 紀夫	
	2	本町第二自治会	関野 保	会長
	3	本町第四自治会	小嶋 勲夫	監事
	4	茅ヶ崎グリーンハイツ自治会	添田 康太朗	
	5	パークタウン茅ヶ崎自治会	岩政 至道	
	6	パークタウン茅ヶ崎第二住宅自治会	越膳 敏行	
	7	元町第一自治会	柿沢 明	会計
	8	元町第二自治会	鈴木 健夫	
	9	新栄町第一自治会	岡崎 芳彦	
	10	新栄町第二自治会	長谷川 正雄	監事
	11	十間坂自治会	河内 昇	副会長
	12	矢畑南自治会	横森 昭男	
	13	ニューライフ自治会	溝口 光男	
	14	茅ヶ崎グランドハイツ自治会	松尾 和弘	
	15	藤和茅ヶ崎ハイタウン自治会	石井 勉	
	16	藤和ハイタウン湘南茅ヶ崎自治会	森下 貴史	
	17	パークスクエア湘南茅ヶ崎自治会	越川 善雄	
	18	レクセルマンション茅ヶ崎自治会	高木 功	
	19	ザ・パークハウス茅ヶ崎自治会	菅原 和希	
地域福祉全般に関する地域団体の代表	20	茅ヶ崎地区社会福祉協議会	川戸 茂	
	21	茅ヶ崎地区民生委員児童委員協議会	鈴木 志津江	副会長
	22	包括支援センター・福祉相談室 ゆず	高田 麗	
	23	ボランティアセンターちがさき	岡田 勉	
健康・スポーツに関する地域団体の代表	24	梅田地区体育振興会	本間 廣市	
青少年育成等に関する地域団体の代表	25	梅田学区青少年育成推進協議会	益田 和子	事務局長
	26	梅田学区子ども会連合会	梅澤 佳子	
地域住民の交流・絆づくりを進める団体	27	茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会	安彦 光雄	会計
	28	矢畑南福寿会	高森 英雄	
	29	十間坂婦人会	伊藤 眞知子	
地域振興分野に関する団体の代表	30	茅ヶ崎銀座商興会	津田 眞利	副会長
公募により認められた者	31	公募委員	宇田川 栄子	
	32	公募委員	井手 敏和	
	33	公募委員	森下 晋	
	34	公募委員	城田 禎行	
	35	公募委員	安藤 恒昭	



## 1 事業計画方針

規約第3条に掲げる目的を達成するため、次の方針のもと運営委員会・役員会及び事業を実施する。

### (1) 課題把握

各団体や住民が抱えている課題や取り組みなど、地域に関する様々な情報の把握・共有を行い、分野毎に課題を整理するとともに、課題解決までの方法等について検討を行う。

### (2) 課題解決

課題把握及び整理を行い、運営委員会で協議を行う中で、必要に応じ部会等課題解決に適した組織を設置し、各団体や地域住民及び行政と協働しながら課題解決に取り組む。

### (3) 広報活動

茅ヶ崎地区まちぢから協議会の活動を周知するとともに、多くの地域住民が協議会活動に参加できるよう、広報紙やホームページ等様々な広報媒体を用いて広報活動を行う。

### (4) 人材発掘

公募委員の募集や部会等を設置していく中で、地域住民に対して広く呼びかけを行い、多くの地域住民が参加できるよう努めるとともに、地域内の潜在的な人材を発掘する。

## 2 運営委員会・役員会の予定

会議名	期 日	場 所
運営委員会	通年	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
役員会	通年	茅ヶ崎地区コミュニティセンター

※なお、運営委員会、役員会ともに、会議を構成する委員の都合に応じてスケジュール調整を行い、開催日時を決定する。

## 3 事業等の計画

事業名	日 程	場 所
地区一斉清掃	5月13日(土) 11月11日(土)	茅ヶ崎地区内
市民集会	9月10日(日)	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
地区防災訓練	10月14日(土)	梅田小学校
市議会議員意見交換会	12月16日(金)	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
視察研修	2月27日(火)	静岡県地震防災センター
近隣地区との情報交換会	2月21日(水)	高砂コミュニティセンター

※上記事業の詳細については運営委員会等で検討を行い、実施する。

## 4 認定に向けた取り組み

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例における市長に対する認定のための申請を行う。

## 茅ヶ崎地区まちぢから協議会

## 平成29年度収支予算

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

科 目	金 額	備 考
<b>【収入の部】</b>		
前期繰越金	15,247円	現金 15,247円
市補助金	200,000	まちぢから協議会 100,000円、自治会団体分 100,000円
自治会分担金	132,800	地域内自治会分担金
防災訓練補助金	279,900	
市防災対策課補助金	(210,000)	世帯数 6,698人 (6,000～7,000世帯の補助金該当)
自治会分担金	(69,900)	地域内自治会分担金
寄附金	145,729	旧茅ヶ崎地区自治会連合会解散による同会からの寄附金
収入合計	773,676	
<b>【支出の部】</b>		
会議費	60,000	総会、役員会、定例会茶菓代等
会費	50,000	まちぢから協議会連絡会負担金及び懇親会・研修会費等
事業費	425,000	
一斉美化清掃	( )	事務費に含む
市民集会	(22,000)	茶菓、啓発品等
地区防災訓練	(280,000)	軍手、炊き出し訓練食材・プロパンガス、啓発品等(※)
市議会議員意見交換会	(65,000)	茶菓、懇親会(会費制)
視察研修	(50,000)	施設見学科、昼食代 他
協賛費	(8,000)	新成人を祝う会、コミセンまつり
事務費	50,000	会議資料、文房具、ゴム印、広報紙印刷代 他
消耗備品費	50,000	まちぢから協議会連絡書類棚
支出合計	635,000	
予備費	138,676	
支出、予備費合計	773,676	

※防災訓練費用内訳：軍手等資機材、炊き出し訓練食材等 100,000円

啓発品(品名未定)

180,000円/合計 280,000円

## 1 重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第4号に規定する「重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されるものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

### (1) 現在の状況

重要事項の決定は、茅ヶ崎地区まちぢから協議会規約第10条に規定した「総会」及び「運営委員会」の議決をもって行うものとしています。

「総会」及び「運営委員会」は、それぞれ規約第11条及び第19条のとおり、委員によって構成されています。現在委員は、規約第5条のとおり、35名で構成されています。

そのうち公募委員については平成30年1月現在、5名となっています。

### (2) 選出の経緯

広報ちがさき、市ホームページに募集案内を掲載するほか、地区内自治会での回覧、茅ヶ崎地区コミュニティセンターでの配架、自治会広報板等の掲載によって周知を図りました。

周知及び募集期間は、平成29年11月1日から30日までの1か月間とし、募集人数若干名に対し、5名の応募がありました。

応募者に対し、役員より茅ヶ崎地区まちぢから協議会の仕組みや現状、課題などについて説明及び、意見交換を行った上でその趣旨に同意したことを確認し、平成29年12月16日の運営委員会で公募委員となることが承認されました。

### (3) 今後の取り組み予定

公募委員の任期は協議会規約第5条第2項により「委員の任期は2年とする」と規定しており、今回選ばれた公募委員の任期は平成30年度総会で満了します。しかし公募委員は入会后間もないため、公募委員の任期を平成32年度総会まで延長するよう平成30年度総会に諮る予定です。

そのため、今後の公募につきましては平成31年度事業として公募委員の募集を行い、平成32年度より次期の公募委員の選任を予定しています。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則として日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）を使用することとし、これにより難しいときはA4の大きさになるよう折ってください。

## 2 全ての個人の参加に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第5号に規定する「活動の一環として行われる事業の認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

### (1) 認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるための仕組み、取り組み

茅ヶ崎地区の全ての個人が協議会の活動に参加するために、まずは協議会の存在とその活動を知ってもらうことが重要と考えました。そのため広報紙を発行、全戸配布し、地区内に広く周知しています。

また茅ヶ崎地区の全ての個人が参加できる事業として、「市民集会」および「防災訓練」を実施しています。

「市民集会」は委員から地域課題を集約し、広く意見を募る体制をとれるよう努めるほか、当日の参加は誰でも可能で、その旨は事前に回覧、市ホームページ、広報紙で周知しました。また当日は、参加した誰もが意見交換できる時間も設けました。

「防災訓練」は学校、消防団等と連携して地域全体の防災訓練を実施しました。また開催の周知については事前に回覧等で周知しました。

### (2) 今後の取り組み予定

運営委員会で新たな部会の設置を検討しています。現在は来年度の防災訓練の企画・実施を中心に広く地区内の防災面での課題抽出、解決に取り組む部会の設置を検討しています。

全ての個人が参加できるようにするには広報活動が重要と考えており、広報紙の発行を継続します。

また今後はホームページを運用し、広報紙、年間予定表、規約、活動実績等の掲載を検討しております。また非自治会員の方にも協議会の存在、活動を認知してもらえよう方策を検討します。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則としてA4を使用することとし、これにより難しいときはA4の大きさになるよう折ってください。

### 3 民主的な運営に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第6号に規定する「民主的に運営されているものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

#### (1) 現在の状況

茅ヶ崎地区まちぢから協議会規約第10条で、会議（総会、役員会及び運営委員会）を位置付けています。会議は委員の過半数以上の出席で成立します。また会議の議事は出席委員の過半数により決する旨を規定しており、民主的な運営に努めています。

重要事項の決定は総会及び運営委員会を構成する委員が議決権を持ちます。民主的な運営を保つためにはより多くの人の意見を反映できることが重要と考え、茅ヶ崎地区まちぢから協議会規約第5条において委員は多様な団体の代表者に参画していただけるよう規定しています。

個人の参画が可能な組織となっています。今年度、若干名の公募委員を募集したところ、5名の応募がありましたが、その全員を採用しました。協議会の趣旨に合意された方については可能な限り、公募委員として採用する方針です。

男女比率についても今後とも可能な限り等しくなるよう留意するよう努めます。

#### (2) 今後の取り組みについて

平成30年度定期総会で部会の設置に伴い、規約第5条、第10条及び第21条の改正と「部会の構成」を新たな条文で規定する予定です。

第5条の改正では、部会長を委員として位置付ける予定です。部会長は、部会の設置要綱により、部会員の中から互選で決定しますが、部会には地区内の誰もが参加できるようにします。

第10条の改正では部会を会議に追加する予定です。

第21条の改正では運営委員会の議決事項に部会等が協議した事業に関する事項を追加する予定です。

民主的な運営には広報活動が重要と考えており、今後も広報紙の発行を継続します。またホームページには活動実績等の掲載を検討します。引き続き広報活動を強化し、自治会未加入者にも協議会活動に参画してもらい、より多くの人の意見を募れるように努めます。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則として日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）を使用することとし、これにより難しいときはA4の大きさになるよう折ってください。

# 茅ヶ崎地区まちぢから協議会

## 公募委員を募集します！

**募集期間 平成29年11月1日(水)～11月30日(木)【必着】**

茅ヶ崎地区では、自治会をはじめ地区内で公益的な活動をしている団体のみなさまと「茅ヶ崎地区まちぢから協議会」を設立し、地区内の課題解決に向けての取り組みを進めております。この取り組みをさらに推進するため、より住みよい地区となるよう、共に考え、行動していただける委員を募集します。

- ★募集人数 若干名
- ★応募資格 茅ヶ崎地区に在住、在勤、在学の個人の方
- ★選考方法 書類選考およびヒアリングを実施
- ★任期 平成29年12月から2年間（予定）
- ★内容 年12回程度の運営委員会等への出席
- ★報酬 なし
- ★応募方法 [①持参 ②郵送 ③ファクス ④電子メール] にて、「茅ヶ崎地区まちぢから協議会公募委員応募用紙」を茅ヶ崎地区コミュニティセンターまたは茅ヶ崎市役所市民自治推進課へ提出してください。

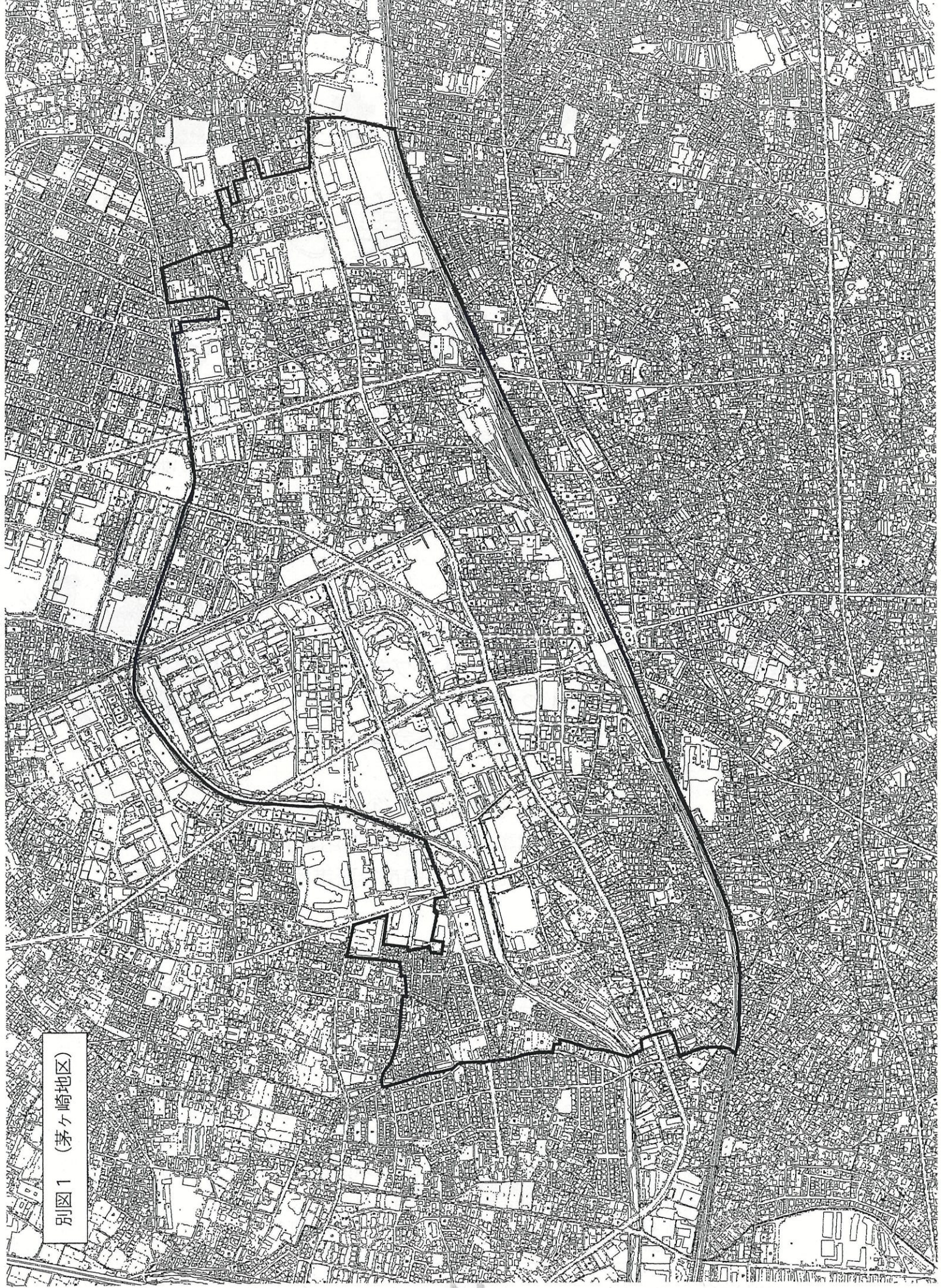


※応募用紙は、茅ヶ崎地区コミュニティセンター及び茅ヶ崎市役所市民自治推進課にございます。市ホームページからダウンロードすることもできます。

### 申し込み・お問い合わせ先

茅ヶ崎地区まちぢから協議会（茅ヶ崎地区コミュニティセンター内）  
〒253-0043 茅ヶ崎市元町10-33  
電話 0467-88-7522 FAX 0467-88-7523  
E-mail chigasaki.chiku.machijikara253@gmail.com

茅ヶ崎市役所市民自治推進課地域自治担当  
〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号  
電話 0467-82-1111 FAX 0467-87-8118  
E-mail shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp



別図1 (茅ヶ崎地区)

- 1 総会の種類 定期総会
- 2 開催日時 平成29年4月22日(土) 13時30分から14時45分まで
- 3 開催場所 茅ヶ崎地区コミュニティセンター 3階 大会議室
- 4 委員の現在数 30名
- 5 出席者数
  - (1) 委員 24名 (赤間紀夫、関野保、小嶋勲夫、添田康太郎、岩政至道、岡野俊之助、柿沢明、鈴木健夫、長谷川正雄、河内昇、横森昭男、森下貴史、越川善雄、高木功、川戸茂、鈴木志津江、高田麗、岡田勉、本間廣市、益田和子、安彦光雄、梅澤佳子、伊藤真知子、津田眞利)  
(敬称略)
  - (2) 行政出席者 3名 (富田市民自治推進課長、永倉課長補佐、渋谷主事)
- 6 開催目的 茅ヶ崎地区まちぢから協議会の平成28年度事業報告・決算及び平成29年度事業計画・予算等を審議し決定するために開催した。
- 7 協議事項及び議決事項
  - (1) 議案第1号 平成28年度事業報告
  - (2) 議案第2号 平成28年度収支決算報告
  - (3) 議案第3号 平成28年度会計監査報告
  - (4) 議案第4号 平成29年度事業計画(案)
  - (5) 議案第5号 平成29年度収支予算(案)
  - (6) その他
    - ・質疑応答(本村婦人会の未入会理由について、自治会以外の参加団体について)
- 8 議事録署名人の選任に関する事項
  - ・赤間紀夫委員、本間廣市委員  
(司会者一任による選任)
- 9 資料
  - (1) 平成29年度 茅ヶ崎地区まちぢから協議会定期総会 次第
  - (2) 議案第1号 平成28年度 茅ヶ崎地区まちぢから協議会事業実績報告
  - (3) 議案第2号、議案第3号 茅ヶ崎地区まちぢから協議会 平成28年度収支報告書
  - (4) 議案第4号 茅ヶ崎地区まちぢから協議会 平成29年度事業計画(案)
  - (5) 議案第5号 平成29年度茅ヶ崎地区まちぢから協議会収支予算(案)
  - (6) 茅ヶ崎地区まちぢから協議会 規約
  - (7) 茅ヶ崎地区まちぢから協議会 委員名簿 平成29年4月21日現在
  - (8) 平成29年度茅ヶ崎地区まちぢから協議会 年間スケジュール(予定)
- 10 議事の経過の概要及びその結果

○開会

茅ヶ崎地区まちぢから協議会(以下、「協議会」という。)副会長の河内委員より開会が宣言された。

○会長あいさつ

協議会の関野会長が挨拶を行った。

○総会の定足数報告



規約第10条第2項の規定により、委員の過半数をもって成立することを確認し、全30名中出席者24名、委任状の提出が2名からあったことを事務局より報告を行った。

○議長及び議事録署名人の選出

議長には、鈴木健夫委員、議事録署名人には、赤間紀夫委員及び本間廣市委員が選任された。

○議事

(1) 議案第1号 平成28年度茅ヶ崎地区まちぢから協議会事業報告

益田和子事務局長より「平成28年度茅ヶ崎地区まちぢから協議会事業実績」について報告、全会一致で承認された。平成28年度の市議会議員との懇談会は協議会ではなく、自治会連合会で実施したことを確認した。

(2) 議案第2号 平成28年度茅ヶ崎地区まちぢから協議会決算報告

柿沢明会計より「平成28年度茅ヶ崎地区まちぢから協議会決算」について報告があり、全会一致で承認された。

(3) 議案第3号 監査報告

長谷川監事より監査を行った結果、適正であった旨の報告があり、全会一致で承認された。

(4) 議案第4号 茅ヶ崎地区まちぢから協議会 平成29年度事業計画(案)

平成29年度事業計画(案)について、益田和子事務局長より提案が行われ、原案のとおり全会一致で承認された。近隣地区との情報交換会を茅ヶ崎南地区に限らず、鶴嶺東などの他地区とも行うことを確認した。防災訓練について、集合式訓練だけでなく、防災意識の啓発活動や安否確認用のハンカチ導入なども検討すると確認された。

(5) 議案第5号 平成29年度茅ヶ崎地区まちぢから協議会収支予算(案)

平成29年度収支予算(案)について、柿沢明会計より提案が行われ、原案のとおり全会一致で承認された。

(6) その他

- ・本村婦人会が協議会へ未加入の理由

本村婦人会は茅ヶ崎市婦人連合会にすでに加入しているためと確認された。

- ・自治会以外の団体の有効活用



自治会連合会と違い、協議会には体育振興会等の団体が加入している。それらの団体との連携強化を検討することが確認された。

○閉会

茅ヶ崎地区まちぢから協議会副会長の津田眞利委員が、閉会の挨拶を行った。

以上ですべての議案の審議を終了し、閉会。

平成29年4月22日

議長 鈴木健夫   
議事録署名人 本間廣市   
議事録署名人 赤間紀夫 